

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月に〇会社に入社し勤務していた。

請求人は平成〇年〇月から名刺印刷、ネームカード作成、個人の財務諸表登録業務等に就いていたが、この頃から社長ら上司からの叱責が始まり、平成〇年〇月〇日に〇クリニックを受診したところ「気分障害」と診断された。さらにその後、〇病院に受診した結果「うつ病」と診断された。

請求人は、本件疾病は業務によるものとして監督署長に療養補償給付の請求を行ったが、監督署長は請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人がり患した精神障害（気分障害）が、業務上の心理的過重負荷により発症したものであることは明らかであり、これを「業務が心理的要因となり発症したものと認められないため業務外」としてなされた不支給決定処分は誤りであり、これを速やかに取り消すよう求める。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人の疾患名は「うつ病」であり、判断指針に示された対象疾病に該当する。
- (2) 疾病発症前おおむね6ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷について
  - ① 平成〇年〇月に請求人は同僚と仕事を交代し、個人・法人の財務諸表登録業務と名刺印刷・ネームカードの作成等に従事したが、請求人は名刺印刷が苦手なためまとまった名刺印刷になるとパニックになり、ミスを繰り返す状態となった。

これは具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」（心理的負荷強度Ⅱ）に該当し、心理的負荷の強度を修正する視点では、平成〇年〇月の段階で初めてやる業務ではなく、同僚も行っていたことから考えても業務の困難度が高いとは評価できない。したがって、心理的負荷の強度はⅡであるが、請求人の業務内容から評価し、心理的負荷強度はⅠ相当と判断する。
  - ② 平成〇年〇月にも事務分担の変更があり、請求人は名刺印刷・ネームカード作成と個人の財務諸表登録の業務を行うようになった。

これは、具体的出来事「配置転換があった」（心理的負荷強度Ⅱ）に該当し、心理的負荷の強度を修正する視点では、業務の変更については、所属部署内での事務分担の変更（配置転換）であり、双方の業務内容は特別困難であったと評価できないことから、心理的負荷強度はⅠ相当と判断する。
  - ③ 平成〇年〇月に行われた事務分担の変更以降、請求人は業務において些細なミスを繰り返し上司から頻繁に注意されており、社長からも注意と顛末書の提出を求められた。

これは、具体的出来事「上司とのトラブル」（心理的負荷強度Ⅱ）に該当し、心理的負荷の強度を修正する視点では、請求人の日々の業務において確認を怠らなければ防げる範囲のミスであり、同僚も仕事のミスに対し上司から注意を受けていることから考えても上司の請求人に対する個人的感情によるものとは判断できないので、平均的な心理的負荷の強度はⅡと判断される。

出来事後の状況が持続する程度を検討する視点では、請求人の業務に特殊性は認められず、請求人が残業の際は「上司も残るようにしていた。」との説明もあり、平成〇年〇月の名刺印刷の際には上司も直接手伝う等「支援協力」が得られているなど、特に過重とは認められない。

一方で、事務分担の変更や上司からの叱責など複数の出来事が続けて発生しており、請求人に心理的負荷を与えたことは認められることから、社員としての不適切な対応やミスに対する叱責はあったが、降格などの処分はされていないことから、請求人の心理負荷の強度の総合判断は「Ⅱ」と判断する。
- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の問題は特に認められない。
- (4) 精神障害専門部会により、請求人の「出来事の心理的負荷強度」は「Ⅱ」であり、同種労働者と比較して業務内容が困難とは言えず、長時間労働や過大な責任の発生は認められないことと、事業場から支援や対策が施されていたことから、総合評価は「中」と判断する。

よって、請求人に発病した本件疾病は、業務による疾病とは認められない。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 発症時期

請求人は平成〇年〇月〇日に ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32.1 中等うつ病エピソード」を発病したものと推察される。

##### (2) 業務による心理的負荷の評価

請求人の精神障害の発症前6か月間における業務による出来事についてみると、社長が社員に新たに作成を指示した業務日報について、請求人は、細かく記載させられていたので、業務日報の作成だけでも時間を費やしていたと述べており、また、補充意見書において、支店長代理から日報に記載する内容についてまで「これを書け」「この記載ではだめだ」等の指示や書き直しが命じられ、時には顛末書に近い反省文まで書かされたと述べている。

請求人が作成した業務日報は他の担当者が作成した業務日報と比較して明らかに記入項目が多く、毎日の記入は詳細に記入されていることが認められる。

平成23年12月26日付けで示された精神障害の認定基準により、当審査官が地方労災医員に意見を求めたところ業務との関連性について、要旨、次のとおり述べている。

「平成〇年〇月から名刺印刷、ネームカード作成、個人財務諸表登録業務を行い、この頃から、社長と支店長代理から叱責を受けるようになった。その後も、社長と支店長代理からの叱責が続いていたことが複数の関係者の聴取から確認出来ることから、このことによりうつ病の悪化を招き、平成〇年〇月の〇クリニックの受診となったと考えられる。叱責の中には『辞めてしまえ』、『もう帰れ』、『明日から来るな』などの言葉も含まれ、複数回にわたっていたという。「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に沿って吟味すると、これは「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、さらに、心理的負荷の強度の「強」となる例は上司の言動が業務指導の範囲を逸脱し、その中に人格や人間性を否定する内容が含まれ、かつ、これが執拗に行われた場合である。『辞めてしまえ』、『もう帰れ』、『明日から来るな』などの請求人に対する上司の言動は業務指導を逸脱していると考えられ、また、それが一回に留まらず、長期に及んだことが複数の関係者からの聴取により明らかである。よって、請求人のうつ病は、上司からの叱責により発症し悪化したと考えられ、業務との関連性が認められる。」

##### (3) 業務以外の要因について特に問題は認められない。

##### (4) 以上のとおり、請求人は平成〇年〇月に業務内容を交代してから、上司より再三業務指導を受ける状況となり、次第に叱責されるように変化し業務処理に困難をきたすような状況となった。重ねて、社長からは「辞めてしまえ」というような厳しい言葉を複数回にわたり浴びせられたことにより療養を必要とするに至ったものである。

精神障害の認定基準に当てはめると、請求人は業務による心理的負荷評価表別表1の⑤対人関係の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、出来事の具体例に示されている「部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた」は「強」とされていることから、請求人の業務による心理的負荷の強度は「強」と判断される。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付の不支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。